

防整建第2615号

令和7年2月10日

各地方防衛局総務部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長 殿
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長

整備計画局建設制度官

(公印省略)

最適化事業におけるECI方式対象の設計業務を分割発注する場合の入札公告等への記載及び設計協力協定書について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、令和7年2月10日以降に入札公告または手続開始の公示を行う技術業務から、当分の間試行することとしたので、通知する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

最適化事業における E C I 方式対象の設計業務を分割発注する場合の 入札公告等への記載及び設計協力協定書について

1 目的

技術提案・交渉方式における設計段階から施工者が関与する方式（以下「E C I 方式」という。）の設計業務においては、①部隊の運用に支障をきたさないよう、敷地全体にわたる施工計画・仮設計画等を立案、②多数の施設の性能・機能等の整合性を図り仕様を決定、③別途発注される技術協力業務からの技術提案について、適切に設計に反映するなどの業務特性を踏まえ、駐屯地・基地を一体として設計する必要がある。

そのため、E C I 方式における設計業務において個別建物の実施設計業務を分割して発注する場合には、分割された設計業務全体の一体性を確保するため、以下について、手続開始の公示等で周知するための記載例を示す。

- ・ 1 期目は、設計総合調整業務が含まれる業務であること
- ・ 2 期目以降では、1 期目の業務として設計総合調整業務が含まれていること

また、技術提案・交渉方式のうち、技術協力・施工タイプにおいては、技術協力業務の受注者（以下「優先交渉権者」という。）の技術提案を踏まえた設計を円滑に実施するため、発注者、設計業務の受注者（以下「設計者」という。）及び優先交渉権者が協力して施工技術に基づく設計を完成させる設計協力協定を三者間で、2 期以降の設計業務時の設計協力協定は四者間で締結するもの。

その際、実施設計部分を分離した場合にも、設計業務の契約単位で設計協力協定を締結する必要があるため、その際の協定の対象範囲を明確化するための記載例を定めるもの。

2 概要

E C I 方式における設計業務を分割して発注する事案は、1 期目に発注する業務（基本設計を含む、一部の建物、幹線ユーティリティ及び全体仮設計画の実実施設計）に設計総合発注業務を含めて発注し、2 期目以降に実施設計を分割し別途発注するものである。

【分割発注方法のイメージ（例：対象建物50棟）】

	業務内容	x年	x+1	x+2	x+3	x+4	x+5	備考
1期目	基本設計（対象建物50棟） 実施設計（幹線ユーティリティ、全体仮設計画※） 技術協力反映業務 設計総合調整業務	☑：公募型プロポーザル方式					①業務	分割発注
	実施設計（対象建物15棟） 技術協力反映業務						②業務（その1）	
	実施設計（対象建物15棟） 技術協力反映業務						②業務（その2）	
	実施設計（対象建物10棟） 技術協力反映業務						②業務（その3）	
2期目	実施設計（対象建物15棟） 技術協力反映業務						②業務（その2）	分割発注
3期目	実施設計（対象建物10棟） 技術協力反映業務						②業務（その3）	
4期目	実施設計（対象建物10棟） 技術協力反映業務						②業務（その4）	

3 設計における入札公告又は手続開始の公示等への記載例

入札公告又は手続開始の公示等には、次の内容を明記する。

【1期目業務】

- （ ）本業務は、実施設計を分割し別途発注される設計業務に対し、E C I方式導入の特性を踏まえ、一体性を確保することを目的とし、部隊運用上の特性を踏まえた基本設計等における考慮要素を各実施設計業務に反映させる設計総合調整業務を行うものである。

なお、本業務の受注者（共同体の場合は代表者）が分割した2期目以降の設計業務の受注者（共同体の場合は代表者）と同一の者の場合は、設計総合調整業務が不要になるため業務内容の取止めを行う。

【2期目業務以降】

- （ ）E C I方式導入の特性を踏まえ、一体性を確保することを目的とし、部隊運用上の特性を踏まえた基本設計等における考慮要素を適切に実施設計業務に反映させるため、本業務は『1期目の業務名を記載』において実施する設計総合調整業務に協力し、実施設計を実施するものである。

4 技術協力業務における入札公告又は手続開始の公示等への記載例

入札公告又は手続開始の公示等には、次の内容を明記する。

【6】設計業務等の受注者等

- （1）上記5（7）の「上記4に示した建設工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。なお、設計業務は分割して発注することを予定している。

- ・ 1 期目業務「〇〇（〇）施設最適化総合設計（その 1）」の受注者
- ・ 2 期目以降の業務の受注者（業務名称、発注時期未定）

【 】 技術提案書の提出等

- （ ）発注者、優先交渉権者及び設計業務の受注者において、優先交渉権者の施工技術に基づく設計を完了させるため、設計協力協定を三者間で締結するものとする。なお、設計業務の受注者は、6（1）に示す者とし、契約単位ごとに設計協力協定を締結する。

また、2 期目以降の設計業務の受注者との設計協力協定の締結にあたっては、発注者、優先交渉権者、1 期目設計者及び 2 期目以降の四者間で締結するものとする。ただし、2 期目以降の設計者が 1 期目の設計者と同一の者（共同体の場合、全て構成員が一致）の場合にあつては三者間で締結するものとする。設計協力協書（案）は別紙 4 による。

5 設計協力協定書に係る留意事項

協定書の対象施設の設計業務が分割されることから、分割した設計業務の契約単位で設計協力協定を締結することとする。その際、協定の対象範囲を明確化するため、当該設計業務の対象施設分が協定の対象範囲であることを明示することとする。

また、2 期目以降の設計業務の受注者との設計協力協定の締結にあたっては、発注者、優先交渉権者、1 期目設計者及び 2 期目以降の四者間で締結するものとする。ただし、2 期目以降の設計者が 1 期目の設計者と同一の者（共同体の場合、全て構成員が一致）の場合にあつては三者間で締結するものとする。

設計協力協定に明示する事項の例を別添 1～3 に示す。

6 適用対象

令和 7 年 2 月 1 0 日以降に入札公告又は手続開始の公示を行う最適化事業における E C I 方式対象における設計業務とする。

7 その他

本通知の運用にあたり疑義がある場合は、整備計画局建設制度官と協議するものとする。

〔実施設計を分割発注する場合の設計協定書例（1期目設計）〕

令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇工事に関する設計協力協定書（その1）

「〇〇〇〇工事（「〇〇（〇）施設最適化総合設計（その1）」契約設計業務分）」に関して、〇〇〇〇（以下「発注者」という。）、〇〇〇〇（以下「設計者」という。）及び〇〇〇〇（以下「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり設計協力協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は「〇〇〇〇工事（「〇〇（〇）施設最適化総合設計（その1）」契約設計業務分）」において、発注者、設計者及び優先交渉権者が協力して優先交渉権者の施工技術に基づく設計を完成させる上で必要な事項を定めることを目的とする。

（調整・協力）

第2条 本設計の実施に係る発注者、設計者及び優先交渉権者間の調整は、発注者が行う。
2 発注者が行う調整に対し、設計者及び優先交渉権者は、真摯に対応し、協力する。

（有効期限）

第3条 本協定は、本協定の締結の日から発注者及び設計者が締結している設計業務の委託契約の完了日まで有効とする。

（その他）

第4条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じ、発注者及び優先交渉権者が協議して定めるものとする。

〔実施設計を分割発注する場合の設計協定書例（2期目以降設計【1期目と別設計者】）〕
令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇工事に関する設計協力協定書（その●）

「〇〇〇〇工事（「〇〇（〇）施設最適化総合設計（その●）」設計対象施設分）」に関して、
〇〇〇〇（以下「発注者」という。）、〇〇〇〇（以下「1期目設計者」という。）、〇〇
〇〇（以下、「〇期目設計者」という。）及び〇〇〇〇（以下「優先交渉権者」という。）
は、以下のとおり設計協力協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は「〇〇〇〇工事（「〇〇（〇）施設最適化総合設計（その●）」設計対象施設分）」において、発注者、1期目設計者、及び優先交渉権者並びに〇期目設計者が協力して優先交渉権者の施工技術に基づく設計を完成させる上で必要な事項を定めることを目的とする。

（調整・協力）

第2条 本設計の実施に係る発注者、1期目設計者、〇期目設計者及び優先交渉権者間の調整は、発注者が行う。

2 発注者が行う調整に対し、1期目設計者、〇期目設計者及び優先交渉権者は、真摯に対応し、協力する。

（有効期限）

第3条 本協定は、本協定の締結の日から発注者及び〇期目設計者が締結している設計業務の委託契約の完了日まで有効とする。

（その他）

第4条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じ、発注者及び優先交渉権者が協議して定めるものとする。

〔実施設計を分割発注する場合の設計協定書例（2期目以降設計【1期目と同一設計者】）〕

令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇工事に関する設計協力協定書（その●●）

「〇〇〇〇工事（「〇〇（〇）施設最適化総合設計（その●●）」設計対象施設分）」に関して、〇〇〇〇（以下「発注者」という。）、〇〇〇〇（以下「設計者」という。）及び〇〇〇〇（以下「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり設計協力協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は「〇〇〇〇工事（「〇〇（〇）施設最適化総合設計（その●●）」設計対象施設分）」において、発注者、設計者及び優先交渉権者が協力して優先交渉権者の施工技術に基づく設計を完成させる上で必要な事項を定めることを目的とする。

（調整・協力）

第2条 本設計の実施に係る発注者、設計者及び優先交渉権者間の調整は、発注者が行う。
2 発注者が行う調整に対し、設計者、設計者及び優先交渉権者は、真摯に対応し、協力する。

（有効期限）

第3条 本協定は、本協定の締結の日から発注者及び〇期目設計者が締結している設計業務の委託契約の完了日まで有効とする。

（その他）

第4条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じ、発注者及び優先交渉権者が協議して定めるものとする。